

記者発表 当日資料

イリオモテヤマネコ生息地保全調査委員会  
NPO 法人 トラ・ゾウ保護基金

**イリオモテヤマネコ生息地保全調査 第 1 次報告書**  
**—西表島の土地利用に当たって配慮すべき事項— について**

**背景**

- ・ 2010 年 10 月に第 10 回生物多様性条約締約国会議（名古屋）で「愛知目標」の採択。我が国における危機に瀕した生態系の筆頭は島嶼生態系。イリオモテヤマネコはネコ科としては世界最小の生息域にして、単一の島に生息する種。→日本の生物多様性保全のシンボル
- ・ 地域の暮らしと経済の活性化という面では、その鍵は「地域の特性」を大切にすることとの認識が一般化。「竹富町総合計画第 4 次基本構想」（2010 年（平成 22 年）3 月）においても、3 つの理念の 1 番目に、「自然の生きるまちづくり」がかかげられている。
- ・ このように、生物多様性保全と地域の活性化の両面から、今後イリオモテヤマネコの保全をシンボルに、人々の暮らしと豊かな自然との共存に向けた取組みがますます重要になっている。
- ・ イリオモテヤマネコは、現在深刻な絶滅の危機にさらされている。昨年の交通事故死の増大、近年の観光客集中による生活妨害の危険なども重大な懸念事項となっているが、もっとも根元的な脅威は、ヤマネコの生息環境の劣化・攪乱である。
- ・ イリオモテヤマネコの生息密度が高いと考えられている場所は標高 200m 以下（とくに 50m 以下）の低地部分である。しかし、近年、その低地で、環境の劣化・攪乱が原因と考えられる生息数の減少が起こっている。「これ以上の自然生態系の攪乱を起こさないための対策が必要である」（平成 19 年度イリオモテヤマネコ生息状況等総合調査（第 4 次）報告書：琉球大学（環境省委託））。
- ・ 土地利用の調整は、可能な限り早期に、必要かつ根拠のある情報に基づいて行われるべきである。そのことにより、時間、費用、紛争を最小化できる。そこで、イリオモテヤマネコの生息地保全の観点から科学的知見に基づく配慮事項をとりまとめるべく、本報告書が作成された。

**本報告書の構成**

本報告書では、以下の構成で、西表島の低地部を 11 の地区に（北岸地区、船浦浦内地区、祖納干立地区、古見美原地区、大富前良地区、ヨナラ野原地区、崎山半島地区、豊原地区、住吉地区、仲良地区、南岸地区。報告書 1 頁の図 I—1 を参照）、さらに各地区をいくつかの区域に区分した。そして、イリオモテヤマネコにとっての重要性を位置づけ、土地利用における配慮事項を示すこととした。

**特に注目すべき区域**

近年、新たな開発が計画されあるいはその可能性がある区域で、特にヤマネコへの大きな影響が懸念されるものは、次のとおりである。

### 土地改良事業（県営）

- 2. 船浦浦内地区 / 2-3. 上原船浦（カトウラ）区域（25 頁以下）
- 3. 祖納干立地区 / 3-1. 干立地区皆干（ミナピシ・クモッタ）区域（29 頁以下）
  - 3-2. 干立地区干立タカラ（サーチ）区域（34 頁以下）
  - 3-3. 西表地区仲良マラントウ（フカンタ・マラントウ）区域（38 頁以下）
  - 3-4. 西表地区東祖納（スネデ）区域（42 頁以下）

○イリオモテヤマネコの生息状況と生息地としての重要性  
ヤマネコが定住している区域である。

○できるだけ避けるよう、配慮すべき事項＊

- ・ 森林の伐採を避ける  
【さもないと】 休息、ハンティング、子育てなど生活の場の喪失
- ・ 土地の造成（特に、谷や湿地の埋立、盛土）、水系への影響を避ける  
【さもないと】 餌場である沢環境、湿地環境の喪失
- ・ 水田（かつて水田だった耕作放棄地）の畑への転用など乾燥化を避ける  
【さもないと】 乾燥化により餌動物が減少
- ・ 森林内の耕作地について、面的連結、取付道路設置を避ける  
【さもないと】 生活の場の喪失、内陸との間の移動の阻害
- ・ 引水・排水による河川水量への影響を避ける  
【さもないと】 餌場となる周辺の湿地環境への悪影響、ヤマネコ以外の水生生物への影響

＊ 区域により、ストレートに当てはまらない場合、配慮すべき程度が異なる場合がある。

### 土地改良事業（県営）

- 6. ヨナラ野原地区 / 6-1. ヨナラ原区域（57 頁以下）

○イリオモテヤマネコの生息状況と生息地としての重要性

定住している区域ではないが、放浪中のヤマネコが餌場として利用したり、一時的に滞在する場所となっている。

○できるだけ避けるよう、配慮すべき事項

- ・ 与那良川河畔林の伐採を避ける  
→ 【さもないと】 内陸から餌場である海岸林への移動の阻害
- ・ 湿地内に残された島状の森林の伐採を避ける  
→ 【さもないと】 休息、ハンティングなど生活の場の喪失
- ・ 水田（かつて水田だった耕作放棄地）の畑への転用など乾燥化を避ける  
→ 【さもないと】 乾燥化により餌動物が減少
- ・ 引水・排水による河川水量への影響を避ける  
→ 【さもないと】 餌場となる周辺の湿地環境への悪影響、ヤマネコ以外の水生生物への影響
- ・ 与那良川護岸は植栽を伴う緩傾斜へ  
→ 【そうすることで】 内陸から餌場である海岸林への移動の確保

## リゾート開発（民間による大規模な土地取引）

7. 崎山半島地区／7-1. 船浮区域、(64 頁以下)  
7-2. 崎山地区のその他の区域 (68 頁以下)
8. 豊原地区     ／8-1. 南風見田区域 (72 頁以下)

### ○イリオモテヤマネコの生息状況と生息地としての重要性

船浮では、ヤマネコが定住していると推測されている。その他の崎山地区は情報不足のため、定住の有無は不明だが、ヤマネコにとって良好な環境が保たれている。南風見田区域でも、ヤマネコが定住していると推測されている。

### ○できるだけ避けるよう、配慮すべき事項

- ・ 森林の伐採を避ける  
→【さもないと】 休息、ハンティング、子育てなど生活の場の喪失
- ・ 土地の造成（特に、谷や湿地の埋立、盛土）を避ける  
→【さもないと】 餌場である沢環境、湿地環境の喪失
- ・ 湿地環境の現状変更を避ける  
→【さもないと】 乾燥化により餌動物が減少
- ・ 森林内では、耕作地の面的連結（豊原）、一定規模以上の建物建築、取付道路設置を避ける  
→【さもないと】 生活の場の喪失、内陸との間の移動の障害
- ・ 引水・排水による河川水量への影響を避ける  
→【さもないと】 餌場となる周辺の湿地環境への悪影響、ヤマネコ以外の水生生物への影響
- ・ 集落住民以外の人々の常時利用を促すような土地利用は避ける（船浮、豊原）。  
常時利用でなくても、沢沿いなど狭い範囲に、大人数が訪れ、あるいは少人数でもひっきりなしに訪れる状況は避ける（船浮以外の崎山区域）  
→【さもないと】 子育ての障害、ハンティング機会の減少

## 結論

関係機関による今後の低地部の土地利用等\*\*にあたり、これらの事項が反映されることが望まれる。そのことにより、生物多様性保全、地域の暮らしの安定化と産業の活性化、適正な土地利用という目標が、共に、しかもより高次に達成されることが期待できる。

\*\* 「配慮すべき事項」の提言は、「竹富町総合計画 第4次基本構想・第7次基本計画」はもちろん、「第4次竹富町国土利用計画」（平成22年）3月）に整合するものである。

【参考】「第4次竹富町国土利用計画」（2章 (2) 2) ②)

「自然環境の保全を基本に農業や観光リゾート産業の振興、町民の生活環境の充実等に資する土地利用を進めていくこととする。これを踏まえ、**農用地**については、イリオモテヤマネコに代表される貴重な動植物の生息を確保するなど自然環境との調和に配慮しつつ、農業基盤整備等の推進により優良農地の確保を図るとともに、**森林**については、環境保全、水源の涵養等の基盤となることから、保全を基本とし、自然環境への影響を十分配慮した上で、町民生活の基盤にかかわ

る道路、宅地の整備に限り、必要に応じて外の用途への転換を図ることとする。原野についても主として、道路、宅地の整備に限り、必要に応じて外の用途への転換を図ることとする。加えて、河川については、森林と同様に貴重な動植物の生息域として、農業用水や飲料水の供給源として、公益的機能を有することから、その保全と有効活用を図ることとする。また、自然環境に十分配慮され、かつ周辺住民の生活及び集落環境の改善をもたらす観光リゾート産業の立地や、人口増、世帯増に伴う住宅需要や行政需要等に対応するため、自然環境との調和に配慮しつつ、宅地や公共施設の整備を進める」とされている。

以上